

前市長の控訴棄却の判決出る

坂東市が入札を巡る裁判で業者に支払った和解金の求償を吉原前市長に求めた裁判において、前市長側は第一審判決（令和3年3月10日水戸地方裁判所下妻支部）に不服があるとして、東京高等裁判所に控訴していましたが、8月5日に口頭弁論が開かれ即日結審となり、11月4日、控訴棄却の判決が言い渡されました。

1回目の裁判（前裁判）

平成22年12月、前市長が就任した平成21年以降、市長選挙で対立候補を支援したことと理由に、市の指名競争入札から排除され損害を受けたとして、国家賠償法に基づき、建設業者9社が市に損害賠償を求める訴えを水戸地方裁判所下妻支部に起こしました。

平成27年3月、裁判所から、市が建設業者に9425万円を支払う和解勧告が行われ、市は和解を受け入れるための議案を市議会に提出しました。その際には、市から「判決になれ

ば、今回の和解金よりさらに高額な賠償金の判決となる可能性があり、和解を承認しなかった場合は、その差額には市議会の責任が生じる可能性がある」と、また、「今回の和解と前市長個人の賠償責任の免責は別問題であること」との説明がなされ、市議会はやむを得ずその和解案を承認し、市が建設業者9社に対して9425万円の和解金を支払いました。

2回目の裁判

（求償金請求事件 第一審）

平成29年5月、市民より「市が払った和解金9425万円について、前市長に対し市に返還させることの陳情」が市議会に提出され、同年6月定例会本会議において賛成多数で採択し、執行部に送付されました。これを受けて、市は国家賠償法第1条第2項の規定に基づき、前市長に9425万円の返還請求を行いました。その支払いを拒否されました。

平成30年2月、返還請求を拒否されたことにより、市議会の賛成多数の議決を経て、前市長を相手取り水戸地方裁判所下妻支部へ提訴しました。提訴後、約3年の間に16回の口頭弁論等があり、令和3年3月10日に判決が言い渡され、市側の主張が全面的に認められ、前市長の主張は全て却下されました。

3回目の裁判

（求償金請求控訴事件 第二審）

前市長側の第一審判決への不服申し立てによる控訴がなされましたが、第二審裁判（高等裁判所）では令和3年8月5日に口頭弁論が開かれ即日結審となり、令和3年11月4日、東京高等裁判所において第二審の控訴審判決が言い渡されました。内容は前市長に全額の支払を命じた第一審判決を支持し、前市長側の控訴を棄却するものでした。

第二審裁判（高等裁判所）における判決内容

本件は、市が前市長に対して違法な指名排除を行ったこと

につき、故意又は重大な過失があったと主張し、前市長に対し、国家賠償法第1条第2項に基づき、求償金9425万円及びこれに対する平成29年10月20日（催告日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払の請求を第一審判決が認容したところ、前市長はこれを不服として控訴を提起したものである。

控訴人は、市長として、指名競争入札を執行する際には、当時の制度上3つの機会に業者の選定に関与し得るものであり、指名業者選定に当たり、控訴人自身の意向を反映させることは不可能である旨の主張が失当であることは明らかであることなど、市の請求は認容すべきもので、第一審判決は相当とされるものであり、本件控訴は棄却されるものとなりました。

今後について

今回の判決を受け、市では、公正・公平を旨として、また、より一層全体の奉仕者としての認識の徹底を図り、市政運営を進めてまいります。